

IV

化学物質による 環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	62
2. リスクコミュニケーション	63
(1) リスクコミュニケーションとは	63
(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は	64
コラム1 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「化学物質に関する情報提供」	65
コラム2 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「化学物質アドバイザー」	66
コラム3 リスクコミュニケーションを支援する仕組み 「GHS」	67
3. PRTR データの活用例	68
(1) NGO・NPO の取組	68
(2) D.Chem-Core（ディーケムコア）を活用し、災害事故時等の緊急時の 対応力を強化しよう！	69
(3) 地方公共団体・事業者の取組	70

1 市民・事業者・行政のそれぞれの役割

PRTR制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方公共団体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。



市民には、まず身の周りの化学物質に関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。PRTR制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民がPRTRデータに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

2 リスクコミュニケーション

PRTR制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

(1) リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかったら(**リスク評価**)、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理すること(**リスク管理**)が必要になります。

より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「**リスクコミュニケーション**」と呼んでいます。

市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張しては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。

リスク評価

化学物質の有害性とばく露の程度を評価する。



リスク管理

化学物質による人や動植物への悪影響が生じないように、適正な範囲にコントロールする。



リスクコミュニケーション

化学物質に関する情報をすべての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組む



(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたい時は

「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安」という方は、リスクコミュニケーションしたいと思われるかもしれません。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれだからです。

リスクコミュニケーションのない状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から市民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めれば良いのでしょうか。

● 市民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めると良いでしょう。

事業者には必ず問合せ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「**環境報告書**※¹に掲載されている情報について解説してほしい」「**環境マネジメントシステム**※²や**レスポンスブル・ケア**※³の実施状況について説明してほしい」などと要請すれば対応してもらえることが多いでしょう。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。



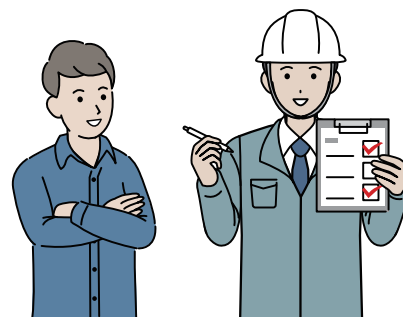
また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼してみてください。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータを入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくとう�효的です。

最初から難しい議論をしようとせず、まずは「わからないことを聞く」、「自分たちが何を考えているかを知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。

● 事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを持っていることもあります。おそらくは総務部門が担当していることと思いますので、環境安全部署の方は、すでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われます。

また、市役所等に相談し、町内会長など地域住民の核となる方の紹介を要請してみてください。



● 行政からアクションを起こす

行政には、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明しリスクコミュニケーションを促すとともに、事業者や市民から「リスクコミュニケーションしたい」という手が挙がったら、積極的に協力しましょう。

※1 「環境報告書」については、116ページをご参照ください。

※2 「環境マネジメントシステム」については、116ページをご参照ください。

※3 「レスポンスブル・ケア」については、115ページをご参照ください。

● 化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」をホームページで公開しています。

ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

- ①物質名、別名、PRTR管理番号／政令番号、CAS登録番号、構造式、性状
- ②用途（その化学物質がどのように使用されているか）
- ③排出・移動（環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先媒体（大気、公共用水域等）など）
- ④環境中での動き（環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など）
- ⑤PRTR対象物質に選ばれる理由となった人健康影響や生態影響のデータ、並びに、最新の人健康影響や生態影響のリスク評価等の情報
- ⑥基本的な情報の一覧表（生産量、排出・移動量、PRTR対象選定理由、環境データ、適用法令等）
- ⑦引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト

HP <https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/>



● かんたん化学物質ガイド

環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子形式で「かんたん化学物質ガイド」を環境省のホームページに公開しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、①生活編（総論編）、②乗り物編、③洗剤編、④殺虫剤編、⑤塗料・接着剤編が発行されています。



HP <https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

化学物質やその環境リスクに関する話は、専門的になりがちで、市民には理解できないことも多々あります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持ってしまったりします。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を設けています。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではなくありません。この他に「身の周りの化学物質について」、「界面活性剤(洗剤)について」など皆さんの生活に密接に関わっている化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



化学物質アドバイザーに関するお問い合わせ先は下記URLで確認してください。



GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) とは、化学品の危険有害性(ハザード)ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するというものです。

GHSで分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などがあり、それぞれに危険有害性の程度に応じた絵表示(ピクトグラム)と、「危険」または「警告」という注意喚起のための表示(注意喚起語)などが決められています。さらに、ラベルには、「飲み込むと生命に危険」といった危険有害性情報、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられます。

GHSは、世界的に統一された分類・表示により、化学品の危険有害性をわかりやすくすることを目的とした仕組みであり、この制度の導入により、化学品による事故などを減らすことが期待されます。また、化学品を購入する時に、人の健康や環境に配慮した製品を選択することができるようになります。

具体的には、化学品の製造業者や輸入業者などが、GHSで決められた基準に従って化学品を分類し、表示を行っていくこととなります。販売業者や消費者などは、この分類表示により、身の周りにある化学品の危険有害性をより正しく知ることができるようになります。

また、それらの表示に従って化学品を正しく取り扱うことで、誤った取扱いによって引き起こされる事故などを防ぎ、人の健康及び環境の保護がより進むことが期待されます。

GHSの絵表示



可燃性・引火性ガス、
可燃性・引火性エアゾール、
引火性液体、可燃性固体、
自己反応性化学品(タイプB-F)、
自然発火性液体、自然発火性固体、
自己発熱性、化学品、
水反応可燃性化学品、
有機過酸化物(タイプB-F)



支燃性・酸化性ガス、
酸化性液体、
酸化性固体



火薬類(等級1.5と
1.6を除く)、自己
反応性化学品(タイ
プA,B)、有機過酸
化物(タイプA,B)



金属腐食性物質、
皮膚腐食性・刺激性(区分1)、
眼に対する重篤な損傷・
眼刺激性(区分1)



高压ガス



急性毒性
(区分1-3)



急性毒性(区分4)、
皮膚腐食性・刺激性(区分2)、
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性
(区分2A)、皮膚感作性、
特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露)(区分3)



水性環境急性有害性
(区分1)、
水性環境慢性有害性
(区分1,2)



呼吸器感作性、
生殖細胞変異原性、
発がん性、生殖毒性、
特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露)(区分1,2)、
特定標的臓器・全身毒性
(反復ばく露)、
吸引性呼吸器有害性

3 PRTRデータの活用例

(1) NGO・NPOの取組

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク(略称: T ウォッチ)

<https://toxwatch.net>

PRTRデータを市民が有効活用できるように、わかりやすく情報提供する市民のネットワークです(2002年任意団体として発足、2004年10月NPO法人として認可)。

PRTR情報を活用して、有害化学物質削減に取り組んでおり、ホームページ上のPRTR検索データベースでは、さまざまな検索方法でPRTR届出情報の閲覧や比較をすることができます。

例) 個別の工場や会社を
名称・業種・住所で検索 など

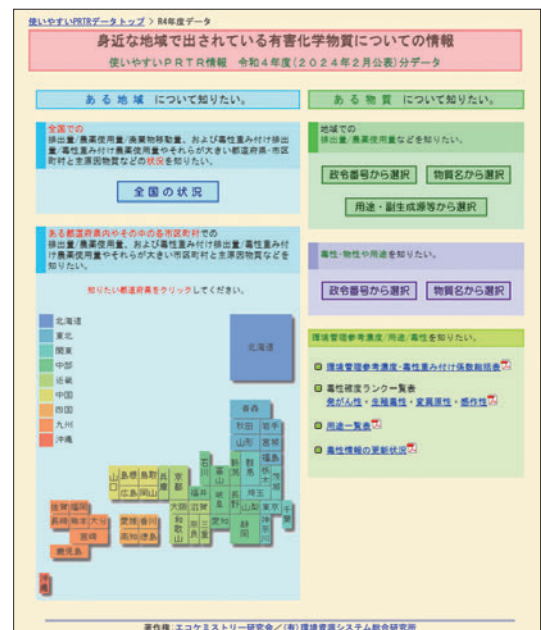


エコケミストリー研究会

<http://www.ecochemi.jp>

1990年に「化学物質と環境との調和」という目標を掲げて設立され、幅広い立場の人が化学物質に関する最新情報を共有し、意見交換できる場を提供しています。

ホームページ上のPRTR情報には、リスクの高い地域や物質がわかる「市区町村別の毒性重み付け排出量」とその順位や原因物質、自主管理の目標となる「環境管理参考濃度」、対象化学物質の「用途や毒性・物性」などがわかりやすく掲載されています。



この他にもさまざまな団体で活動が行われています。

(2) D.Chem-Core(ディーケムコア)を活用し、 災害・事故時等の緊急時の対応力を強化しよう！

災害・事故時に突発的に化学物質が漏えいや流出等した場合は、平時の場合と異なり、行政担当者や専門家は迅速かつ、さまざまな対応が求められます。特に近年、自然災害が頻発化し被害も甚大化しており、緊急時への備えと対応力の強化が重要になっています。

D.Chem-Coreは、そうした環境リスクに対応する情報基盤として活用できるウェブサイトです。誰でも自由に利用することができ、事業者や市民を交えたリスクコミュニケーションの場においても活用することができます。

【D.Chem-Coreでできる緊急時の対応力強化】

1. 対策が必要な化学物質の選定に活用できます

- ・PRTR届出データ等に基づき、どこで、どのような有害性のある化学物質を取り扱う事業所があり、どれくらいの排出量や推定在庫量があるのかを物質名から検索したり地理情報から把握したりすることができます。
- ・地理情報では、例えば、浸水リスクの高い地域に存在するPRTR届出事業所における取扱物質やその排出量等の情報を高い視認性で確認できます。

2. リスクの時間的・空間的及び質的な特徴を迅速に把握できます

- ・「事前」「発生直後」「事中」「事後」という災害・事故発生のそれぞれの状況・局面に応じて必要な情報や対策、対応方法を確認・把握できます。

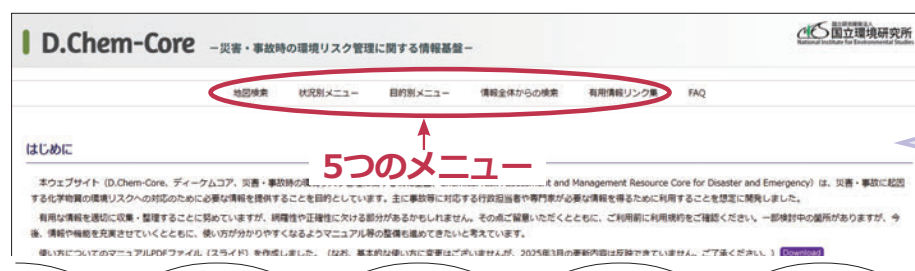
3. 実態把握や対策立案のための手法・情報を入力できます

- ・化学物質の拡散防止や除去対策等の緊急的対策手法、及び過去事例による対策を確認できます。



【必要な情報・対策の入手・到達方法】

多角的で回遊性のある（相互に行き来できる）5つのメニューから必要とする情報・対策に到達できます。



他にもたくさんの機能が
ありますので、まずは
D.Chem-Coreに平時から
触れ、化学物質漏えい
や流出に伴う災害・事故
等の備えに活用してみ
てください。

【ウェブサイトの概要】 公開場所: 国立研究開発法人 国立環境研究所

URL: <https://www.nies.go.jp/dchemcore/>

【照会先】 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課



(3) 地方公共団体・事業者の取組

岩手県:「事業者による主体的な環境コミュニケーション」を促す種々の取組

岩手県では、岩手県環境保全連絡協議会と協働し、平成16年度から環境コミュニケーションセミナーの実施による事業者の主体的な取組の動機付けを行っています。令和6年度は、化学物質アドバイザーの宮地繁樹氏によるセミナーと合わせて、岩手県環境生活部による水生生物調査による環境コミュニケーション実施を呼びかける情報提供等をオンライン形式で実施し、事業者90名、総勢104名の参加がありました。

※岩手県環境保全連絡協議会

地域における事業者が相互に協調し、公害防止等に関する知識と技術の向上及びその交流をはかり、環境保全を推進し、快適な環境づくりに寄与することを目的として、昭和59年に設立され、現在は県内119事業所が会員として本協議会に加入。

【環境コミュニケーションセミナーの開催(令和6年11月7日)】

①「化学物質とリスクコミュニケーション取組セミナー」

講師	環境省事業 化学物質アドバイザー 宮地 繁樹 氏
進行(ファシリテーター)	一般社団法人 コ・クリエーションデザイン 代表理事 平田 裕之 氏

「化管法[※]と労働安全衛生法に基づく事業者による自主的な管理の改善」について、令和6年4月施行の改正労働安全衛生法による「法令遵守型」から「自律管理型」への転換に向けた対応等を中心に、時機を得た内容で化学物質アドバイザーの宮地氏に講演いただきました。

化学物質に関する法律は、化管法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等々、多岐にわたっていますが、宮地氏はそれぞれの法律に精通されていることから講師を依頼しました。

岩手県のオンラインセミナー運営面での大きな特徴は、ファシリテーション、合意形成の講師である平田氏を進行役として例年起用していることが挙げられます。平田氏は、セミナー開始前に質問を打ち込む練習時間を設けたり、書き込まれた実際の質問は深掘りして講師に展開する等、講師とオンライン参加者との間をつなぐ欠かせない役割を担っていただいています。

参加された事業者からは、「化学物質に関する法改正への対応について、当社で実施している内容や考え方が講師の先生に説明いただいた内容からずれていないことが確認できた」「化学物質のリスクアセスメントの結果への対応方法が分かりスッキリした」「質問しやすい状況を作っていただき、講師と参加者の双方向のやり取りができて楽しかった」等々、大変好評でした。

※化管法:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律



②岩手県からの情報提供:「環境コミュニケーションツールとしての水生生物調査」

事業者に対し、「低濃度PCB廃棄物の適正処理」、「水質汚濁防止法施行令改正による留意事項」等について情報提供を行いました。ここではその中の「環境コミュニケーションツールとしての水生生物調査」についてご紹介します。

水生生物による水質調査は、県民が広く参加することができ、身近な川と触れ合うことで水環境保全意識の醸成をはかることができる有意義な調査です。県では昭和59年度から継続して参加を呼びかけており、令和7年度も県内の各団体が調査を実施しています。

水生生物調査は、事業者にとっても、工場周辺の河川で地域の活動との組み合わせで調査を実施するなど、新たな環境コミュニケーションツールとしても活用できるメリットがあります。県民、事業者、行政の間で理解と納得を深めていく取組である環境コミュニケーションは、そのきっかけ作りが重要であり、令和6年度は、岩手県産業資源循環協会県北支部と共催し、水生生物調査企業向け体験会を実施したことなどを紹介し、あらためて事業者の参加を呼びかけました。

セミナー終了後のアンケートにて、「弊社工場付近の川などで実施することも可能でしょうか？」等の要望・反響がありました。



福島県:県内事業所への「リスクコミュニケーション実施状況アンケート」の実施と結果の公表

福島県では、化学物質リスクコミュニケーションの推進をはかるため、種々の取組を長年継続的に実施する中、今回は③の「県内事業所へのリスクコミュニケーション実施状況アンケート」の取組をご紹介します。

福島県によるリスクコミュニケーションの取組	
①	事業者向け「化学物質リスクコミュニケーション推進セミナー」の開催
②	高校生を対象とした環境省化学物質アドバイザーによるリスクアセスメント実習(今後の社会活動等に役立てていただくことを目的)
③	県内事業所への「リスクコミュニケーション実施状況アンケート」の実施と結果の公表

1.「リスクコミュニケーション実施状況アンケート」取組の背景

事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等に提供するとともに意見交換を行い、相互理解をはかることを促進するため、県化学物質適正管理指針の対象になっている事業所に対し、リスクコミュニケーション実施状況のアンケートを毎年実施しています。

アンケートは11項目あり、「行政手続きオンラインサービス」で実施しています。対象事業所に対してはホームページの掲載とともに依頼文を配付して周知しており、そのいずれにもアンケートの二次元コードを掲載しているため、事業所はスムーズに回答に移ることができます。

2.アンケート結果と事業所の取組の公表

アンケートのとりまとめ結果と個別に掲載を希望する事業所の取組について、以下を目的として県環境創造センターのホームページに掲載・公表しています。 <https://www.fukushima-kankyosozo.jp/education.html>

①リスクコミュニケーション事業の普及・啓発への活用 ②事業所の取組の県民への周知

③事業者間の情報交換等

令和7年1月実施のアンケートにおいて、事業者が実施しているリスクコミュニケーションの上位の取組は次のとおりでした。(複数回答あり)

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①敷地内または敷地周辺の自主的な環境測定 | 57.0% |
| ②地域の清掃活動、環境保全活動への参加 | 54.4% |
| ③化学物質情報(種類、排出量等)の開示 | 43.0% |
| ④社内におけるリスクコミュニケーションに関する担当部門の設置 | 40.5% |

また、リスクコミュニケーションに取り組む理由の上位は次のとおりでした。

- | | |
|----------------------|-------|
| ①企業としての社会的責任のため | 92.5% |
| ②環境保全、リスク管理等の社員教育のため | 52.2% |
| ③本社、関連会社等の方針 | 50.7% |
| ④住民等と良好な関係を築くため | 38.8% |

アンケートを長年継続的に実施し、その結果を公表することにより、事業者からは「私たちは、多くの恵みを与えてくれる地球に感謝し、自然と共生する地域の伝統的価値観を大切にしながら、地域社会・お客さまとともに持続可能な成長を目指し、誠実なコミュニケーションを通じて、環境への取り組みを考え、行動してまいります」といった声や「これからも地域に根差した企業として、関係者の皆様の安全・安心を第一に工場運営を行ってまいります」といった今後の展望についての声も寄せられています。

3.リスクコミュニケーション実施事例紹介(令和6年度アンケート調査結果から)

- ①住化アグロ製造株式会社 郡山工場
排水配管からの漏えいや河川への流出を想定した流出防止、流出水の回収作業の訓練に加え、地域の環境保全活動にも取り組まれました。
- ②日本化学工業株式会社
福島第二工場
地域交流会や事業所周辺の自主的な環境測定等を実施されました。

事業所名 HPアドレス	業種	環境報告書 HPアドレス	取組内容	担当者の声
住化アグロ製造株式会社 郡山工場 www.sumika-agro.co.jp	化学工業		・工場見学 ・防災訓練 ・地域の清掃、環境保全活動 ・事業所及び周辺の自主的な環境測定	住友化学グループの一員として、サステナビリティ推進活動を展開している。
   				
日本化学工業株式会社 福島第二工場 https://www.nippon-chem.co.jp/	化学工業	https://www.nippon-chem.co.jp/press/press.html	・地域説明会 ・工場見学 ・防災訓練 ・地域の清掃、環境保全活動 ・事業所及び周辺の自主的な環境測定	三春町で事業を開始し、2024年には創業開始100周年を迎えました。(日本化学工業としては130周年) これからも地域に根差した企業として、関係者の皆様の安全・安心を第一に工場運営を行ってまいります。
   				

※福島県環境創造センターホームページに掲載されている実施事例を抜粋

愛知県・名古屋市:事業者向け「化学物質適正管理セミナー」について

愛知県は、製造品出荷額等が45年連続日本一のモノづくり県である一方で、PRTR届出排出量・移動量、届出事業者数ともに最大の県であり、環境リスクの観点から、事業者による化学物質の適正な管理をより一層推進するため、名古屋市と共催で「化学物質適正管理セミナー」を2011年度から開催しています。

今回は、「災害に対する平時及び災害発生時の化学物質漏えい対策」、「法改正に対する体制整備」を主要なテーマとして実施した2024年度の「化学物質適正管理セミナー」の運営方法とカリキュラムについて紹介いたします。

【事業者向け「化学物質適正管理セミナー」の運営方法】

事業者向けの化学物質適正管理セミナーは、2021年度より対面方式から動画公開方式の開催に変更し、①愛知県、名古屋市のホームページや広報誌への掲載、②県事務所や市保健センターでのチラシ配布、③PRTR届出事業者へのメール案内、④関係団体への周知依頼等、さまざまな方法でPRを行い、831名から申込みがありました。

動画公開方式は、関心のある箇所等を繰り返し視聴することができる等のメリットがあり、事業者からの好評を得ています。

【カリキュラム:災害等に備えた化学物質管理とリスクコミュニケーション】

環境省事業 化学物質アドバイザー 寺沢 弘子氏

地震や河川氾濫・津波等の水害に起因する化学物質の漏えい防止対策や、化学物質の管理を適正に行うため、事業者・住民・行政がそのリスクに関する情報を共有する化学物質のリスクコミュニケーションについて説明がありました。

事業者からは、「過去事例と法令、退避策、発生事例に対する防止策を考える内容となっており、実際に発生した際に備える準備ができる」「改めて自社の管理を見直す必要があると強く感じた」と好評でした。

また、「SDSへの理解やリスクアセスメントの実施の重要性、リスクコミュニケーションについてもできる範囲やその方法、協力体制の大切さを理解できた」等の活用面での評価もありました。



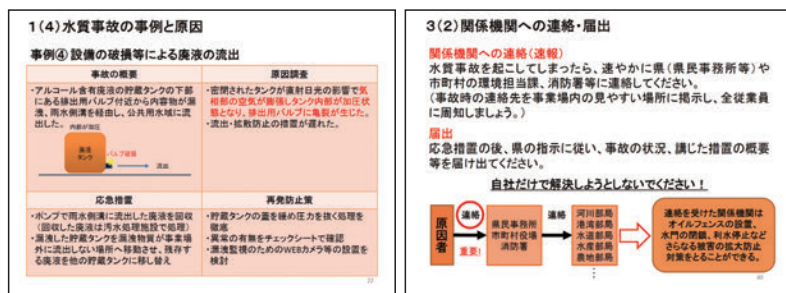
【カリキュラム:愛知県内における水質事故の概要及び未然防止について】

愛知県環境局環境政策部 水大気環境課

愛知県では、例年100件程度の水質事故通報を受理していることから、県内の水質事故事例を元に、原因や未然防止のためのポイント等の説明とともに、水質事故に関する法的規制(水質汚濁防止法)について、施設、物質、事故時の措置、事業者の責任・罰則の4つの観点からの解説も行いました。

さらに、水質事故を起こしてしまった場合、自社だけで解決しようとせず、県や市町村、消防署等の関係機関には法的側面からだけでなく、実務的なサポートを得るためにも、速やかに連絡いただくよう要請しました。

事業者からは、「自工場の排水経路や緊急時の対応手順を見直す機会とした」「緊急時の対応と連絡先等が役に立った」「県内の事例であることから、身近で説得力があった」等の感想がありました。



【カリキュラム:新たな化学物質管理について】

厚生労働省 愛知労働局

2024年4月1日から施行された改正労働安全衛生法等の内容を踏まえて、事業者が自律的に化学物質管理を進めていくための要点について説明を行いました。

事業者からは、「リスクアセスメントについて、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任、各種記録の保存期間等について正確に認識することができた」等の感想がありました。

【カリキュラム:PRTR届出及び条例に基づく届出(取扱量等)について】

愛知県環境局環境政策部 環境活動推進課

愛知県及び名古屋市は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)による届出に加え、「愛知県及び名古屋市の条例」(化学物質関係)に基づき取扱量の届出等を規定することで、環境中に排出される割合や経年変化を評価し、化学物質対策を進めているとの説明がされました。